

大口町告示第43号

大口町指定介護保険事業者等監査要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

大口町長 鈴木雅博

大口町指定介護保険事業者等監査要綱の一部を改正する要綱

大口町指定介護保険事業者等監査要綱（平成25年大口町告示第48号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び法第58条第1項」を「、法第58条第1項」に改め、「指定介護予防支援事業者」の次に「及び法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業又は同号ロに規定する第1号通所事業を行う指定事業者」を加える。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。